

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ①手続名：船舶国籍証書の検認申請
- ②手続き根拠：船舶法第5条ノ2第1項
- ③手続き対象者：船舶所有者
- ④提出時期：船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回の検認を受けた日より
総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年
総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年
木製船舶は1年
を経過後の国土交通大臣の定める期日までに提出
- ⑤提出方法：窓口申請
- ⑥手数料：なし
- ⑦申請書様式：船舶国籍証書検認申請書
- ⑧添付書類・部数：
 - (個人の場合) 船舶登記簿謄本、住民票の写し各1通
 - (法人の場合) 船舶登記簿謄本、商業登記簿謄本、代表者全員及び代表者を含む業務を執行する役員の2／3以上の住民票の写し各1通、合名会社及び合資会社については業務執行について定めた定款
- ⑨記載要領・記載例：提出先にお問合せください

2. 窓口情報

- ①提出先：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
 - (〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838)
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
(〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1 TEL0980-72-4990)
 - 沖縄総合事務局八重山運輸事務所
(〒907-0002 石垣市真栄里 863-15 TEL0980-82-4772)

- ②受付時間：8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

3. 手続情報

- ①審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法：行政不服審査法によります

[第八号様式（第三十条の三関係）]

船舶国籍証書検認申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
総 ト ン 数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
年 月 日	
申請者 <u>住所</u> <u>氏名又は名称</u>	
沖縄総合事務局長 殿	

(日本工業規格A列4番)

備考 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる

住民票コード記入書

船舶番号:

- 備考1.** 住基ネットを利用する方のみご記入ください。

 2. 住基ネットを利用しない場合は、記入は不要ですが、作成後3ヶ月以内の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本を添付して下さい。(確認後返還します)
 3. 記入欄が不足する場合は、本様式をさらに追加して下さい。